

平成 2 7 年度

第 1 回長崎県教科用図書選定審議会

議 事 録

平成 2 7 年 4 月 2 8 日（火）

1 0 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0

県庁新別館 8 階 教育委員会室

長 崎 県 教 育 委 員 会

<平成27年度 第1回 長崎県教科用図書選定審議会>

開 催 日 時	平成27年4月28日(火) 10:00～12:00
開 催 場 所	県庁新別館8階 教育委員会室
委 員 の 委 嘱	別紙名簿に沿って委員紹介
会 の 成 立 確 認	長崎県教科用図書選定審議会規則第4条2に基づき、17名の委員の出席により会の成立を確認。 (委員) 同規則第4条4に基づき、公正確保の観点から、秘密会としてはどうか。 (委員) 異議なし。
教 育 次 長 挨 拶	(略)
役 員 選 出	会長、副会長を選出
会 長 挨 拶	(略)
議 事 録 署 名 捺印者の選出	1号委員、2号委員、3号委員の中から各1名を会長が指名の上、承認
諮 問 事 項 確 認	(会長) まず、本審議会に対して県教育委員会から諮問された内容を確認したいと思う。 (事務局) 【諮問文読み上げ】
審 議	(会長) 審議に入る前に本審議会の目的や教科書採択の仕組みについて確認しておきたい。事務局に説明願う。
事 務 局 説 明	・ 教科書採択の仕組みについて ・ 本審議会の目的について
審 議	(会長) ただ今の説明について何か御質問はないか。 (委員) 特になし。

事務局説明 審議	(会長) 本審議会は、県教育委員会から「平成２８年度使用教科書の採択基準について」全３項目の諮問を受けた。採択に関する基本方針、採択の方法について慎重に審議の上、答申を示さなければならない。 審議を進める上で事務局に参考になる案があれば、それをしていただき、用いたいと考えるがいかがか。 (委員) 異議なし。 (事務局) 【審議のための案を配布】 (会長) 「採択に関する基本方針」から順次審議をしていくが、その前に、基本方針について事務局から案の趣旨や内容についての説明をしてもらいたいと考えるがいかがか。 (委員) 異議なし。 採択に関する基本方針について (会長) 基本方針５項目の案に対して、御質問や御意見はないか。 (会長) 表現についてだが、の３の（２）以外は文末が「～すること」であるのに、ここだけ「～することができる」となっているが、統一しなくてよいか。 (会長) の１～３に対して、４と５は末尾が「～採択について」となっているので、統一し「採択について」を削除してはいいかか。 (委員) 異議なし (会長) 「５ ユニバーサルデザインの視点からの採択について」は、１～４を通じたものか、３、４の特別支援学校・学級に対してのものか。 (事務局) １～４を通じてのものである。
------------------------	---

	(委員) そうであれば、５は、あえて示す必要はないのではないか。 (委員) 昨年度から、この項が加わったように記憶している。文科省からの通知にこの項があるのではないか。 (事務局) 文科省からの通知に昨年度から示されるようになったので必要であると考えている。 (委員) ５の本文にある「検定済み教科書であっても」という文言は不要ではないか。 (委員) 異議なし (委員) の１～４の項と比べて「５ ユニバーサルデザインの視点からの採択について」の項は、違和感がある。「その他」として、「ユニバーサルデザインの視点からの・・・」の文言を本文に入れる方がよいのではないか。 (委員) 異議なし (会長) 文科省からの通知に示されているので、いずれかの形で示す必要はあると考えるが、どのような示し方にするかは再検討する。 (会長) 他に御意見はないか。 (委員) の３の「(１) 小学部」と「(２) 中学部」については、末尾を「～用教科書」とした方がよいのではないか。 (委員) 教科書目録の表現に合わせた方がよい。 (会長) 教科書目録の表現に合わせて、事務局案のままとする。 (会長) 他に御意見はないか。 (委員) 特になし。
--	---

事務局説明	(会長) それでは次に、採択の方法について審議を行う。その前に基本方針と同様に事務局に案の説明をお願いしたいが、よろしいか。 (委員) 異議なし 採択の方法に対して (委員) 審議会と調査員会の関係性はどうか。調査員会が作成する選定資料も答申に含まれるのか。 (会長) 選定資料も含んで答申する。 (委員) 本審議会で専門的な調査を行うのは困難であるため調査員会を設け、そこで作成された案を本審議会で検討するということだと解釈している。本会においては、基本方針や観点について検討すべきである。 (委員) 異議なし。 (会長) 選定資料の内容についてだが、項目は、「基本方針」「発行者一覧表」「選定資料の作成に当たって」「選定資料の観点」でよいか。 (委員) 異議なし。 (会長) それでは次に、選定資料について審議を行う。その前にこれまでと同様に事務局に案の説明をお願いしたいが、よろしいか。 (委員) 異議なし。
事務局説明	選定資料について説明 (会長) 共通の観点について審議をお願いしたい。 (委員) 「ユニバーサルデザイン」について説明してほしい。

	(事務局) フォント、色、線の種類、レイアウトなどを工夫することで障害のある人もない人も使いやすくするものである。 (委員) 案に示されている表記よりも、「学習効果や使いやすさ、見やすさ等、ユニバーサルデザインの観点から～」の方が適しているのではないか。 (委員) 異議なし。 (委員) ユニバーサルデザインについて「観点」と「視点」の言葉が混同している。「視点」に統一してよいのではないか。 (委員) 異議なし。 (会長) 他にないか。 (委員) 観点１の(２)は、(１)に含まれる内容だと思うが、あえて別にしているのか。 (事務局) 重なる部分もあると思うが、郷土「長崎」ということを、特に別に示すようにしている。 (委員) 「平成２８年度中学校使用教科書」「平成２８年度使用中学校用教科書」が混同しているので統一が必要ではないか。 (会長) 「平成２８年度使用中学校用教科書」に統一する。 (委員) 近年、グローバル化への対応ということが重視されているが、どこかに反映させる必要はないか。 (事務局) 観点１の(１)に含まれていると考えていたが、特に別で示す必要があるか御協議いただきたい。 (会長) 第二期長崎県教育振興基本計画の本県教育が目指す人間像に「我が国と郷土の伝統・文化や自然を誇りに思い、これらの国際社会を生きる人間」とある。目指す人間像をすべて個別に示すのは難しいので、観点１の(１)に含むとの理解でよいのではないか。
--	---

審議終了	(委員) 基本的には、観点１の(１)に本県教育が目指す人間像はすべて含まれる。ただし、長崎県内の教科書採択なのだから、郷土「長崎」についてだけは、特に別に示すという理解でよいのではないか。 (委員) 異議なし。 (会長) 他にないか。 (委員) 最初に審議した「採択に関する基本方針」の標記についてだが、「採択の方法」の３の(２)にある「特別支援学校用(中学部用)」という標記について、後ろの「用」は削除してよいのではないか。 (委員) 異議なし。 (会長) 本日結論が出なかった分については、次回、事務局に再提案していただくことにする。また、各教科の観点については、調査委員会にお願いするということでよいか。 (委員) それでよい。 (会長) これにて審議を終了する。それでは、事務局より次回の予定を提示願う。 (事務局) 第２回は、５月２２日午前９時開催。選定資料は、見本本の到着が遅れる社会科以外については、事前にお渡しする。 (会長) 皆様の御協力で、すべての内容について、審議を終えることができた。以上をもって、第１回の本審議会を終了する。
------	---